

メキシコの牛肉及びコメに対する AD 措置

(パネル報告 DS/295/R 2005 年 6 月 6 日)

(上級委員会報告 DS/295/AB/R 2005 年 11 月 29 日)

間 宮 勇

I. 事実

1. 手続の経緯

2003 年 6 月 16 日：米国が、メキシコに対し、牛肉およびコメに対する確定的 AD 措置の決定について、DSU 4 条、AD 協定 17.3 条および SCM 協定 30 条に基づく協議要請。

2003 年 7 月 31 日、8 月 1 日：両国間の協議実施。

2003 年 9 月 19 日：米国がパネル設置要請。

2003 年 11 月 7 日：DSB がパネル設置を決定。通常の付託事項

2004 年 2 月 4 日：米国が事務局長にパネリストの指名を要請。

2004 年 2 月 13 日：事務局長がパネリストを指名。

2004 年 5 月 17 日、18 日、8 月 3 日：パネル、当事国との会合。

2004 年 5 月 18 日：パネル、第三国との会合。

2005 年 3 月 11 日：パネル、中間報告を提出。

2005 年 5 月 25 日：パネル、最終報告を提出。

2. 事実の概要

2000 年 6 月 2 日、メキシコ米穀協議会は、アンチダンピング措置の発動を申請した。調査開始の公告は、2000 年 12 月 11 日に官報に掲載された。調査対象産品は、「長粒白米」である。ダンピング認定のための調査期間は、1999 年 3 月 1 日から 8 月 31 日とし、損害認定のための調査期間は、1997 年、1998 年および 1999 年のそれぞれ 3 月 1 日から 8 月 31 日とした。経済省は、AD 調査開始を申請者、米国政府そして申請において特定されていた輸出者（Producers Rice Mill Inc. および Riceland Food Inc. の二社）に通報した。通報に際して、申請書とその添付資料および質問書も送付している。

その後、調査開始の後、仮決定の前にさらに二社（The Rice Company および Farmers Rice Milling Company）が質問書を要求し、先の二社と合わせて 2001 年 2 月 22 日ならびに 3 月 1 日に回答を提出した。回答書に加えて、上記四社と米国コメ連盟が申請および調査開始決定に対する意見書を提出した。

2001 年 7 月 18 日、経済省は、Riceland、Rice Company および Farmers Rice の三

社についてはダンピングなし、Producers Rice については調査期間中に販売がなかったとする仮決定を行った。また、損害についても証拠が見出せないとした。

2002年6月5日、経済省は最終決定を公表した。そこでは、Farmers Rice および Riceland についてはダンピングなし、Rice Company については、3.93%のダンピングマージンを認定し、同率のAD税を賦課した。その他の輸出者については、「知ることができた事実」に基づいて、10.18%のAD税を賦課した。

II. 当事国の主張

1. 米国

- (a) 調査開始より15ヶ月以上も前の調査期間の設定は、GATT6条2項、AD協定1条、3.1条、3.2条、3.4条および3.5条に違反した。
- (b) 損害認定の調査期間を1997年、1998年、1999年のそれぞれ半年のみに限定したことは、AD協定1条、3.1条、3.5条および6.2条に違反した。
- (c) 価格への影響と輸入量に関する証拠を収集しておらず、AD協定3.1条3.2条、6.8条および付属書IIに違反した。
- (d) ダンピング輸入の量が著しく増加したか否か、ダンピング輸入が価格に著しい影響を与えたか否かを客観的に考慮しておらず、AD協定3.1条、3.2条に違反した。
- (e) 関連する経済的要因の客観的評価をせず、AD協定3.1条、3.4条に違反した。
- (f) 輸入量、価格への影響、国際産業に及ぼす影響の評価において、非ダンピング輸入を含めており、AD協定3.1条、3.2条、3.5条に違反した。
- (g) 損害認定に関して、事実および法令に関わる問題について十分詳細な認定および結論を提示しておらず、AD協定12.2条に違反した。
- (h) ダンピングマージン0%の企業を措置の対象から除外せず、AD協定5.8条に違反した。
- (i) 非輸出者であるProducers Rice に対して、「知ることができた」不利な事実に基づくダンピングマージンを適用したことは、AD協定6.2条、6.4条、6.8条、9.4条および9.5条、ならびに付属書II3項、5項、6項、および7項に違反する。
- (j) 非調査対象企業に対して、「知ることができた」不利な事実に基づくダンピングマージンを適用したことは、AD協定6.1条、6.6条、6.8条、6.10条、9.4条、9.5条および12.1条、ならびに付属書II1項および7項に違反する。
- (k) 非輸出者ならびに非調査対象に対して「知ることができた」不利な事実に基づくダンピングマージンを適用するに至った認定および法令ならびに理由に関する十分な情報が提供されておらず、AD協定12.2条に違反した。
- (l) 非輸出者ならびに非調査対象に対する「知ることができた」不利な事実に基づ

- くダンピングマージンの適用は、AD 協定 1 条、9.3 条に違反する。
- (m) ダンピングマージンを超える AD 税を賦課しており、GATT6 条 2 項に違反する。
 - (n) 外国貿易法 53 条は、それ自体 AD 協定 6.1.1 および SCM 協定 12.1.1 条に違反する。
 - (o) 同 64 条は、それ自体 AD 協定 6.8 条、9.3 条、9.4 条および 9.5 条、ならびに SCM 協定 12.7 条および 19.3 条に違反する。
 - (p) 同 68 条は、それ自体 AD 協定 5.8 条、9.3 条および 11.2 条、ならびに SCM 協定 11.9 条および 21.2 条に違反する。
 - (q) 同 89D 条は、それ自体 AD 協定 9.5 条および SCM 協定 19.3 条に違反する。
 - (r) 同 93V 条は、それ自体 AD 協定 18.1 条および SCM 協定 32.1 条に違反する。
 - (s) 同 68 条および 97 条、ならびに連邦民事手続法 366 条は、それ自体 AD 協定 9.3 条、9.5 条および 11.2 条、ならびに SCM 協定 19.3 条および 21.2 条に違反する。

2. メキシコ

- (a) 先決的問題
 - i) 問題を明確に提示していない。
 - ii) 問題となる措置を特定していない。
 - iii) 協議の議題とならなかった問題を持ち出している。
- (b) 本案
 - 米国が問題としている点は、すべて協定に合致している。

III. 報告の概要

1. 先決的問題

(1) 問題の不明確さ

パネル手続き

メキシコの主張：米国の付託文書は、条文が記載されているだけで、どの文言になぜ違反するのかについて説明されず、問題を明確に提示するために十分な法的根拠についての簡潔な要約がない。—DSU6.2 条違反。

パネル判断：設置申立は、全体として検討されるべきであり。米国の申立は、条文の列挙だけでなく一定の説明がなされ、問題を明確に提示するために十分な法的根拠の簡潔な要約が含まれている。(7.31)

(2) 問題となる措置の特定

パネル手続き

メキシコの主張：米国は、様々な規定の違反を主張しているが、主張された内のどのような事実が違反を構成するか特定できない。

パネル判断：米国のパネル設置要請は、明確に違反が主張されている規定を特定し、十分に詳細な法的根拠を説明している。(7.32, 7.34, 7.36)

(3) 協議要請と設定要請の同一性

パネル手続き

メキシコの主張：米国は、協議要請で提示しなかった問題を設置要請で提示している。

パネル判断：DSU4.5条、4.7条、AD協定17.4条のいずれも、協議要請と設置要請の範囲の完全な同一性を要求していない。これらの規定は、紛争「事項」の協議による解決の努力を要求しており、パネル設置要請は、協議要請と同一の対象事項に関するものであることが要求されるに過ぎない。(7.41)

設置要請における違反が主張される規定の追加は、事実関係に明確化に資する協議の結果であり、この問題について協議がなされていないということの意味しない。(7.44)

上級委員会手続き

上級委員会：申立国は、協議において追加的情報を得て、問題となる措置を理解し、それによって違反を主張する条約規定の改訂が可能となる。そうしてパネル設置要請における主張は、協議によってより適切なものとなり、協議の結果発展した (evolved) ものとなる。パネル設置要請の「法的根拠」が協議の対象を構成した「法的根拠」から発展したものと合理的に見ることができる、言い換えれば、申立の本質が変化していなければ、協議要請で言及された規定と一致する必要はない。(138)

2. アンチダンピング措置に関する問題

(1) 損害調査に関する問題

(a) 調査期間—調査開始15ヶ月前に終了する調査期間

パネル手続き

米国の主張：調査開始と調査期間終了の間に15ヶ月以上のギャップがあることは、調査当局の検討が客観的で実証的証拠に基づくものではないことを意味する。

パネル判断：AD 協定に、調査期間に関する明確な規定は存在しない。しかし、調査期間に関する調査当局の裁量は無限ではない。措置の発動につながる調査とその調査が基礎とする資料には、本質的に同時性の関連が存在する。(7.57)

GATT6 条、AD 協定 11 条、3.5 条は、現在、損害を引き起こしているダンピングを相殺するために措置の発動することを認めている。3.5 条が現在進行形を用いていることは、その明確な証拠である。もちろん、決定が依拠する資料は、過去の期間のものとなるが、「歴史的」資料を用いるがゆえに、より近接的な資料がより適切であり重要になる。したがって、調査にとって不可避の遅延を考慮しながら、認定の際に検討する資料は、可能な限り最近の情報を含まなければならない。(7.58)

本件において、調査期間中、資料をアップデートする試みはなく、確定措置が賦課されたのは、調査期間の終了のほぼ3年後である。メキシコは、ダンピング調査に合わせる必要性を述べただけで、情報をアップデートすることが実際に困難であったことを主張していない。さらに申請者の提案に従うという慣行に沿ったことを明確に述べている。調査当局も、パネル手続きにおけるメキシコ政府も、情報をより最近の情報を求めなかった理由を示していない。15ヶ月という期間の経過によって、情報の信頼性が欠如し、したがってそれらの情報は「実証的証拠」の基準に合致しない。(7.64)

上級委員会手続き

メキシコの主張：米国は、AD 協定 5.1 条違反を主張し、その結果として GATT6 条、AD 協定 1 条、3.1 条、3.2 条、3.5 条にも違反すると主張したのに対して、パネルは、米国の主張とは違った形で再構成して検討した。

「同時性の関連」は、過去の期間を調査期間として用いることと矛盾する。また、パネルは、調査期間が離れていることのみに基づいて判断し、データの適切さを検討していない。

さらに、離れていることそれ自体が違反となるという判断には法的根拠がなく、したがって、メキシコの解釈は AD 協定 17.6 条(ii)によって許容される。

上級委員会判断：米国が提出した書面では、AD 協定 5.1 条への言及は、違反の申立てではなく、ダンピング調査の目的に関する主張を支える議論としてなされている。(155) したがって、パネルが米国の主張を再構成していると

はいえない。また、仮にそうであったとしても、パネルは、法的な理由付けを当事国の主張に限定することを義務付けられない（US – Certain EC products 上級委員会報告）。(156)

決定が基礎とするデータが過去のものとなるが、より直近のデータが産業の現状のより良い指標であるというパネルに同意する。(166) 調査期間が離れていること自体が3.1条違反を構成しないというメキシコの主張に同意するが、パネルは、そのような原則に基づいたのではなく、いくつかの要素に基づいて判断している。したがってパネルの判断を覆す理由は、見出せない。(167)

パネルが取り扱った問題は、経済省の損害分析のやり方であり、特定の規程の解釈ではない。パネルの見解は、過去のデータを使用すること自体が協定違反にならないというメキシコの見解と両立し、メキシコの17.6(ii)条に関する主張は意味がない。(171)

(b) 調査期間 – 3年にわたり各半年間に限定した調査期間

パネル手続き

米国の主張：輸入量の多い特定の時期だけを対象とした調査は、AD協定3.1条に規定する実証的証拠に基づく客観的な評価とはいえない。また、関連する情報の半分を無視したことにより、因果関係の認定について、すべての関連する証拠に基づいたものではなく、AD協定3.5条に違反する。

パネル判断：AD協定は、調査期間について明確な義務を規定していないが、実証的証拠に基づく客観的評価の義務は、一定の義務を調査当局に課している。この点で、AD協定17.6条は、我々が、調査当局の事実認定が適切であるか、その評価が公平かつ客観的であるかを評価すべきことを規定していることを想起する。(7.77)

メキシコの調査当局は、1997年から1999年まで3年間の資料を収集した。しかし、損害認定においては、それぞれ3月から8月までの半年間の資料に基づき、それ以外の資料を用いないことを決定した。適切な正当化事由がなければ、そのような不完全な資料に基づく評価は客観的ではなく、選択的に資料を利用することは、適切な事実認定とはいえない。(7.81)

メキシコ政府の唯一の主張は、半年間のダンピング調査期間に合わせるというものであるが、我々は、ダンピング調査期間に合わせなければならない理由を理解できず、それぞれの年の半年分の資料を無視する理由を見出せない。(7.82) このような選択は、輸入が増大している代表的期間であるために

申請者が提案したものを受け入れたもので、国内産業の状況の最も否定的な側面を示すものであり、公平かつ客観的な評価とはいえない。(7.85)

上級委員会手続き

メキシコの主張：3月から8月が国内産業の状況の最も否定的な側面を示しているというパネルの判断は、法的根拠に基づかない、推測に基づく単なる意見である。

3月から8月までのデータを3年間について同じ構造で比較しており、瑕疵はない。また、パネルは、6ヶ月間のデータを不完全なデータと判断したが、前年の同時期の状況と比較することを可能とする完全なものである。

上級委員会判断：パネルは、経済省の選択的なデータ利用に基づいてのみ判断したのではなく、その時期の輸入量が最も高いことを知りながら、申請者の提案に従ったという要素にも依拠している。この二つの要素は、本件においてデータが「正確かつ偏りのない構図」を提供しないということを一応証明するもの（*prima facie case*）である。(181) メキシコは、これを十分に論駁しておらず、したがって、パネルの判断を支持する。(183)

パネルの判断が単なる意見であるという点について、パネルは、理由付けにおいて申請者の立場にも言及しており、単なる意見ではない。(184) 推定に基づくという点についても同意できない。パネルは、一部のデータを検討することを正当化できないとは述べておらず、また、選択的なデータの使用にのみ基づいて判断したわけではない。メキシコには、正当化事由を提示して一応の証明を論駁する機会があったが、そうしなかった。(185)

(c) 価格への影響と輸入量に関する証拠の収集

パネル手続き

米国の主張：調査当局は、ダンピングされたコメの輸入量、価格の影響に関する証拠を客観的な方法で収集していない。

パネル判断：調査当局は、1999年3月から8月の期間のコメ全体の輸入量と価格を調査し、一定価格以下の輸入を対象品目（長粒白米）として輸入量と価格を推定した。1997年と1998年の輸入も同様のものと推定した。(7.111) マージンがゼロと算出された *Farmers Rice* は、3年間のデータを提出した。調査対象のうち唯一マージン（3.92%）が算定された *Rice Company* が提出したデータの利用を拒否され、*Farmers Rice* の提出したデータに基づいて、す

すべての輸出者が同様の傾向で輸出しているとして輸出量が認定された。そうした推定に基づいて算出されたメキシコへの対象製品の全輸入量から調査対象となった3社の輸入量を減じて、さらに Rice Company からの輸入を加えてダンピング輸入の量が算出された。このダンピング輸入の量は、実証的証拠ではなく正当化されない推定に基づいて認定しており、したがって適切に事実を認定していない。推定についても一貫して輸出者に不利になるよう行っており、客観的評価を行っていない。(7.112)

(価格の影響も同様：7.113)

上級委員会手続き

メキシコの主張：経済省は、知ることができた事実に基づき、実証的証拠に基づいて客観的な検討を行った。AD 協定3条は、調査の方法について何も要求しておらず、したがって最終決定は、AD 協定に違反していない。「一貫して輸出者に不利になるような推定」というパネルの判断も法的根拠がない。

上級委員会判断：3.1条および3.2条を合わせて読むと、輸入量および価格の影響の評価は、実証的証拠に基礎をおかなければならないというパネルの判断に同意する。(202)

メキシコが主張するとおり、3.1条および3.2条は、損害分析の方法について規定せず、調査当局は一定の裁量を有するが、その範囲で認定が実証的証拠に基づくことを確保しなければならない。認定が推定に依存する場合、その推定が、信頼性のある事実に基づき合理的に推論されたものでなければならない。その客観性や信頼性が検証できるよう説明されなければならない。

(204) 推定は、調査当局がそれを用いることが適切であることを説明しない場合、実証されたものとは言えない。最終決定において、経済省は、それらの推定が、適切で信頼性のあるものである理由を説明していない。(205)

(d) から (g) 訴訟経済のため判断の必要なし。

(2) ダンピング調査に関する問題

(h) マージンゼロの企業の扱い

米国の主張：メキシコは、マージンゼロの輸出者を措置の対象から除外せず、AD 協定 5.8 条に違反した。

パネル判断：AD 協定 6.10 条は、原則として個別のダンピングマージンの算

出を要求している。価格約束を規定する 8.1 条、AD 税を規定する 9.3 条、調査期間中輸出のなかった者のダンピングマージン算出を規定する 9.5 条、公告を規定する 12.2.1 条など、すべて個別マージンに言及している。したがって、調査当局は、ゼロまたは僅少なダンピングマージンが算出された個別の輸出者については、5.8 条に基づいて、直ちに調査を終了させなければならない。(7.137-140)

5.8 条ではダンピング輸入の量について、国別は無視できると規定されているが、ダンピングマージンについては、そのような規定はない。(7.141) メキシコは、すべての輸出者のダンピングマージンが僅少な場合にのみ、調査の終了が義務付けられると主張するが、そうであるならば、複数形 (*are de minimis*) を用いるはずである。(7.143) メキシコの主張に従えば、0.5%の AD 税賦課が可能となり、5.8 条の意味がなくなる。(7.144)

上級委員会手続き

メキシコの主張：調査の終了は、当該国全体のダンピングマージンが僅少な場合に要求される。パネルは、「ダンピングマージ」¹という文言に焦点を当てているが、「**手続 (investigation)**」と「**直ちに手続を取りやめる (an investigation shall be terminated promptly)**」²という文言に焦点を当てていない。パネルの論法では、輸出者の数だけ手続きがあるということになる。

実際に税を賦課する場合に措置が存在し、確定税の決定それ自体は措置とはならない。

経済省は、最後の段階でダンピングマージンゼロを認定して、手続きを終了している。

「各国からの輸入について定められるダンピングの価格差が 5.8 条に規定する僅少であるものより大きく」と規定する 3.3 条を無視している。

上級委員会判断：米国熱延鋼板事件で上級委員会が述べたように、5.8 条で言及されているダンピングマージンが個別のものであるということは、2.4.2 条の文言 (*margins*) に合致する。(216) また、5.8 条第二文が、僅少なマージンが算出された個別の輸出者の手続きを終了させることを要求しているというパネルの判断に同意する。と同時に、一つの手続きがあるだけというメキシコの主張に同意するが、パネル報告に、パネルがそれとは異なる理解に立っていることを示すものは何もない。(217-218)

アンチダンピング税の命令は、手続きの最終段階であり、僅少なダンピングマージンが算出された輸出者の手続きを直ちに終了させる唯一の方法は、

命令から除外することである。(219)

3.3 条は、二以上の国からの輸入の影響を累積する場合の条件を設定するもので、5.8 条におけるメキシコの主張とは関連性がなく、「各国の輸入について定められる」という文言は、一般原則からの逸脱を規定するものと解釈できる。5.8 条には、そのような文言がないため、文脈として、パネルの解釈を支えるものと見ることができる。(220)

(i) 「知ることができた」不利な事実の適用

米国の主張：Producers Rice は、調査期間中に輸出しておらず、また、調査には十分に協力的であったことから、これに対する「知ることができた不利な事実」の適用は、AD 協定 6.8 条および付属書 II に違反する。

協力的な非輸出者に「知ることができた不利な事実」を適用して AD 税を算定することは、加重平均による算出を規定する 9.4 条に違反する。また、非輸出者に対する個別マージン算出のための速やかな検討を規定する 9.5 条に違反する。

パネル判断：9.4 条は、例外的なサンプル調査に限定された規定であり、本件に適用はない。(7.158) 9.5 条は、新たな輸出者に関する規定であり、非輸出者に適用されるとする米国の主張は説得的ではない(7.159)

6.8 条の適用は、利害関係者が合理的期間に必要な情報を提供しないなどの場合に認められるもので、さらに付属書 II に従うことが要求される。付属書 II は、「最善の情報」と題され、適切に提供された情報の考慮(3 項)、利害関係者が最善を尽くした場合は、完全でない情報であっても無視できない(5 項)、二次資料を用いる場合は、慎重に行い、他の情報に照らして確認する(7 項)ことが要求される。(7.166) メキシコの調査当局は、申請書にあるデータに基づき判断し、他の情報に照らして確認しておらず、慎重に扱った形跡もない。(7.167)

上級委員会手続き

メキシコの主張：米国は、9.4 条違反の申し立てをしており、6.8 条および付属書 II の申し立てはしていないため、パネルは権限を越えて判断した。

上級委員会判断：パネル設置要請では、9.4 条とともに 6.8 条および付属書 II についても言及されている。また、米国が提出した第一書面においても、9.4 条の申し立てに加えて、6.8 条および付属書 II に基づく申し立てがなされてい

る。(230-231)

(j) 非調査対象企業に対する「知ることのできた事実」の適用

米国の主張：メキシコ調査当局は、AD 協定 6.10 条によって「知られた輸出者」の個々のダンピングマージンを算出する義務を負う。調査当局は、積極的に利害関係者の特定と通報を行わず、したがって非調査対象企業に「知ることができた事実」を適用してダンピングマージンを算出し、そのため AD 協定 6.8 条および 6.10 条、12.1 条に違反した。

パネル判断：「知られている輸出者」は、通常の意味では当局が認識した輸出者を意味し、当局が積極的に輸出者を知るために行動する義務があるか否かについては何も述べない。(7.183) 文脈は、調査に関する一般的義務と、すべての利害関係者に情報を提供し、証拠を提出する機会を与えるという調査当局の個別的義務によって構成される。(7.184)

調査とは、体系的な取調べ(systematic inquiry)、注意深い検討(careful study)を意味し(小麦グルテン ABR)、AD 措置は、調査に基づいてのみ発動が可能である。(7.185) 6.6 条は、当局は、情報の正確さを確認することを要求している。(7.186) 以上から、「知られている輸出者」は、公平で客観的な調査当局が知り、または知るべきだった者を意味し、合理的に期待できる範囲は、事例ごとの状況や利害関係者が提供した情報などによって定まる。

(7.187-189) 6.1 条および 12 条は、すべての利害関係者への通知を要求しており、それを前提として 6.8 条は「知ることのできた事実」が利用できる場合を規定している。通知は単なる手続きではない。(7.192-193)

申請書には、通知および質問状を送付した 2 社以外に名前が挙がっており、また 6 つの州で生産輸出が行われ、送付した 2 社はそのうちの 1 州にあり、さらに産業団体や業界紙などの存在も認識しながら、メキシコ調査当局は、積極的な調査を行わず、米国への協力依頼もなかった。公平かつ客観的な当局であれば、もっと努力すべきであった。(7.199)

上級委員会手続き

メキシコの主張：調査当局は、存在が知らされている輸出者や生産者の個別のダンピングマージンを算出することが義務付けられているが、すべての輸出者や生産者の算出は、義務付けられていない。

上級委員会判断：12.1 条は、当局が実際に知っていた輸出者以外にも通知義

務が適用されるということを示す文言はない。(247) 知るべきであった輸出者に対しても 6.1 条の通知義務が拡大されるということは、6.1 条の下で、調査当局は、輸出者を確認する義務を負うということの意味するが、そのような法的基礎は、6.1 条にも AD 協定のその他のどこにも見出せない。(251)

6.10 条に規定する「知られた輸出者」についても積極的な調査義務を要求する法的基礎は見出せない。(255)

付属書 II 1 項第二文は、利害関係者に情報提供がなければ「知ることのできた事実」が適用されることを認識させることを規定している。言い換えれば、利害関係者は、情報提供の機会が与えられなければならない、通知を受けていない輸出者に対する「知ることのできた事実」の適用は、6.8 条および付属書 II に違反する。(259)

(k) から (m) 訴訟経済のため判断の必要なし。

(3) 外国貿易法 (FTA) に関する問題

(n) FTA53 条

一利害関係者は、調査開始の公告から 28 日以内に主張または証拠を提出しなければならない。

米国の主張：AD 協定 6.1.1 条に規定される質問状に対する 30 日以上の回答期限が確保されていない。

メキシコの主張：28 日間は営業日であり、実際に提出期限は 38 日となり、質問状は、通常、公告の翌日に送付しているため、義務を充たしている。また、5.10 条によって調査期間が制限されていることから、6.1.1 条は、調査開始時に質問状が送付されたものについてのみ適用される。

メキシコの国内法において、国際協定は自動執行的であり、国内法は、国際協定に適合的に運用される。

パネル判断:6.1.1 条の 30 日以上の期間は、すべての利害関係者に認められ、調査開始後に参加したものも含まれる。(7.220)

協定に直接効果があっても、国内法の審査は妨げられない。(7.224) 国内法の文言に協定との抵触がある場合には、協定に適合的に運用されていることを示す証拠がなければならないが、メキシコはそのような証拠を提出せず、逆に 53 条の協定適合性を主張した。(7.225)

上級委員会手続き

メキシコの主張：6.1.1 条に規定する期間は、調査開始時に質問状を受け取った利害関係者のみに認められる。もし、すべての利害関係者に認めるならば、AD 協定が規定する調査期間の限度内に調査を完了することができない。

上級委員会判断：30 日の返答期間は、質問状を受け取ったすべての利害関係者に認められなければならない。(280) メキシコは、30 日の期間提供がどのように期限内の調査完了を妨げるかを立証していない。最終段階で利害関係者が申し出た場合に、期限内の完了を妨げることは理論上可能であるが、返答期間は無限に延長されるものではなく、当局が、調査をコントロールし、適切な期限内に完了するための必要性によって制限される。したがって、調査期限は、6.1.1 条の義務を限定する。(281-282)

(o) FTA64 条

—「知ることのできた事実」を適用する場合は、最高のマージンを適用する。

対象は、非対象者、非協力者、非輸出者

米国の主張：非対象者および非輸出者への最高マージンの適用は、中立的なマージンの適用を規定する AD 協定 9.4 条に違反する。また、「知ることのできた事実」の適用を非協力者に限定している 6.8 条および付属書 II に違反する。

パネル判断：AD 協定 6.8 条は、調査を継続して決定ができるよう、次善の情報の利用を許容するものであって、懲罰的なものではない。付属書 II も「最善の情報」と述べ、一次的な情報を重視している。FTA64 条は、最高マージンの適用を義務付け、個別の状況を考慮し、得られた証拠を比較検討することができないため、最善の情報に基づかない決定となる。(7.238)

非対象者および非輸出者について 6.8 条が適用可能であるとしても、最高マージンを適用することは、個別の事情を考慮することができず、最善の情報に基づく決定とはいえない。(7.239, 241)

上級委員会手続き

メキシコの主張：AD 協定および SCM 協定は、情報を提供しなかった者に「知ることのできた事実」を適用することを認めている。そこには、調査に

参加しなかった者も含まれる。付属書Ⅱ7項は、必要な情報を提供しなかった者により高いマージンが算出されることを明確に認めている。

上級委員会判断：調査当局は、必要な情報を提供しなかった者のマージン算出で「知ることのできた事実」を適用できるが、その前提として、必要な情報の提供がなければ「知ることのできた事実」が適用されることを当事者に知らせなければならない。さらに、当事者が最善を尽くしたときは、まずその提供した情報を用いなければならない。(288)「知ることのできた事実」を用いる場合は、第一に、用いられるのは「最善の情報」であることが期待され、第二に、二次資料を用いる場合はその信頼性と正確さを検証しなければならない。(289) SCM 協定 12.7 条には、AD 協定の付属書Ⅱのような形で条件を明確に規定していないが、そうした条件がないということを意味しない。12.1 条で通知による証拠提出機会の提供は、適正手続きを定めるもので、AD 協定 6.8 条と同様に、調査における証拠に関する規則を定めている。

(292) 調査当局は、可能な限り、利害関係者が提供した事実を考慮し、利害関係者が提供できなかった情報を合理的に埋めるものに限定される。

(294)

(p) FTA68 条

—マージンゼロまたは *de minimis* の輸出者に対する毎年の見直しを規定。

見直し申請に際して見直し期間の輸出が代表的なものであることを立証する義務。

米国の主張：マージンがゼロまたは *de minimis* の輸出者に対する見直しは、調査終了を規定する AD 協定 5.8 条に違反する。見直しに関する 9.3 条および 11.2 条は、輸出が代表的であることを立証する追加的な義務を規定していない。

メキシコの主張：見直しの開始は、輸出が代表的であることの立証がなくても開始されている。

パネル判断：マージンがゼロまたは *de minimis* である輸出者に対する調査は、直ちに終了しなければならず、したがって措置の対象外となる。0%の AD 措置として見直しの可能性を認めることは、調査終了とは異なる。(7.251)

9.3 条は、AD 税がダンピングマージンを超えないことを要求し、還付を規

定する 9.3.2 条は、証拠による裏づけを要求するが、輸出量が代表的であることを証明する義務は規定していない。還付について、輸出量は関係がない。

(7.257) また、11.2 条は、合理的期間の経過と見直しの必要性を裏付ける実証的情報の提供を規定しているだけである。代表性の要求は追加的な義務であり、代表的でないときは見直しを拒否することになるため、11.2 条に違反する。(7.259)

上級委員会手続き

メキシコの主張：AD 協定 5.8 条および SCM 協定 11.9 条は、最初の調査に限定して適用される。

AD 協定 9.3 条、11.2 条および SCM 協定 21.1 条が規定する義務は、見直しの開始だけである。これらの規定は、見直しがどのように行われるかの指針を規定していない。

上級委員会判断：5.8 条に関する判断（上記(h)）で示した通り、マージンが *de minimis* の輸出者については、調査を終了しなければならず、その論理的帰結として、見直しの対象とならないとするパネルに同意する。(305)

見直しについては、パネル判断と同じ。(312-315)

(q) FTA89D 条

— 新たな輸出者の個別マージンの算出：輸出量が代表的であることの立証義務。

米国の主張：代表性の立証を要求することは、速やかな検討を妨げ、AD 協定 9.5 条に違反する。

パネル判断：9.5 条に規定する要件は、調査期間中に輸出がなかったこと、AD 措置が適用されている者と関係を有しないことの立証である。FTA89D 条は、さらに輸入量が代表的であることの立証を要求しており、9.5 条に違反する。(7.266)

上級委員会手続き

メキシコの主張：AD 協定 9.5 条および SCM 協定 19.3 条は、速やかな検討のために輸出量の代表制を検討することができるかについて沈黙している。この沈黙は、調査当局が適切と考える方法で検討を実施することを認め

ている。

上級委員会判断： パネル判断と同じ。(321-323)

(r) FTA93V 条

－調査期間中の大量輸入に対する罰金：調査開始 5 ヶ月間の輸入に対して AD 税と同額。

米国の主張：この罰金は、ダンピングに対する特定の措置であり、AD 協定 18.1 条に違反する。

パネル判断：ダンピングに対する特定の措置は、GATT および AD 協定に基づいてのみ採ることができ、それは、暫定措置、確定措置、価格約束である。

(7.276) この罰金は、ダンピング認定と密接に関連し、強い相互関係を有している。i 対象品目と同一または類似の産品が、ii 調査開始後、iii 短期的に膨大な量が輸入され、iv 救済措置の効果を侵蝕する場合に徴収される。AD 税と同額であるため、徴収は決定後に可能となり命令によってなされる。これは、ダンピングに対する措置であり、18.1 条に違反する。(7.278)

上級委員会手続き

メキシコの主張：パネルは、英語訳に基づいて判断しているが、スペイン語テキストに基づいて判断すべきだった。

上級委員会判断：メキシコの申し立ては、DSU11 条に基づくものであるため、個々で問題となるのは、「客観的評価」がなされたかどうかである。米国がパネルに提出した 93V 条の英語訳は、WTO の公定訳である。メキシコは、パネルへの書面で 93V 条が命令的でないことを主張していたが、パネルの検討の基礎に公定訳を用いることに異議を唱えなかった。メキシコが異議を唱えなかった公定訳に基づいて判断したパネルが、どのような理由で客観的評価を行っていないと言われるのか理解できない。(330)

(s) FTA68 条、97 条、連邦民事手続法 (FCCP) 336 条

－FTA68 条：マージンゼロの輸出者に対する毎年の見直し。

FTA97 条：他の紛争解決手段を選択した場合、大臣の決定が最終的決定。

FCCP336 条：司法手続きが継続している間、手続きは中断する。

米国の主張：司法手続きまたは二国間手続きが継続中は、見直しの手続がすべて停止されるため、AD 協定 9.3 条、9.5 条、11.2 条に違反する。

メキシコの主張：司法審査に服している間は、確定措置ではない。

パネル判断：9.3 条、9.5 条、11.2 条は、産品が課税対象となっている場合に、その額と継続の必要性について、見直しを要求する。(7.294) 賦課の最終決定がなされれば、産品は課税の対象となり、最終決定があれば、AD 協定上の確定的措置となる。9.3.2 条および 11.2 条は、条件を充たせば見直しをする義務を規定し、司法審査を理由に見直しを拒否することは許されない。したがって FTA68 条は 97 条と併せると 9.3.2 条および 11.2 条に違反する。(7.297)

FCCP336 条について、米国は *prima facie case* を立証していない。(7.298)

FTA68 条、97 条、FCCP336 条の 9.5 条違反についても、立証していない。(7.299)

上級委員会手続き

メキシコの主張：FTA68 条および 97 条は、当局が見直しあるいは検討すること妨げるものではなく、米国は、*prima facie case* を立証していない。

司法手続きが継続中の時は、確定的とは言えず、産品が確定税の対象となるのは、司法手続きが完了したときである。

上級委員会判断：*prima facie case* の基礎にある証拠および主張は、問題となる措置とその基本的意味を十分に確定し、関連する WTO 協定の規定とそこに含まれる義務を確定し、そして違反の基礎を説明しなければならない (US – Gambling 上級委員会報告)。(335)

米国によって提出された証拠および主張から、その申し立ては、68 条または 97 条単独ではなく、両規定を合わせて読むことに基づいてなされていることは明らかである。そして米国は、その規定の結果、司法手続き中はアンチダンピング税もしくは相殺関税の見直しが禁じられることになると主張した。したがって、米国は、問題となる措置を 68 条および 97 条として十分に確定し、AD 協定 9.3.2 条、11.2 条および SCM 協定 21.2 条に規定される義務についての理解を詳しく述べ、それらの措置がどのように義務に違反するかを説明している。したがって、上述の基準を充たしている。(338)

「確定的な税の賦課」に言及している AD 協定 11.2 条および SCM 協定 21.2 条は、税は、賦課の時点で確定的になることを示唆している。AD 協定 12.2.2 条および SCM 協定 22.5 条は、「確定的な税の賦課についての肯定的な決定」と規定している。これらの規定は、確定的な税は、最終の肯定的な決定の後に賦課されることを示している。したがって、調査当局の最終の肯定的な決定の時に確定的になる。(345) 9.3.2 条に関しては、調査が完了して最終的な税の賦課が決定された時点で確定的となるとするパネルに同意する。(347)

IV. 解説

本件では、アンチダンピング調査のうち、「知ることのできた事実」に基づくダンピング認定とダンピングマージンの算出、そして損害認定について詳細に判断されている。また、メキシコの外国貿易法 (FTA) の規定についても、法それ自体の協定違反が問われた。基本的には、これまでの上級委員会報告を踏まえた判断であるが、詳細な論点について判断しているため、これまで若干曖昧であった点の明確化に資するものといえる。以下では、報告の構成に従って、損害調査、ダンピング調査、外国貿易法に関して、それぞれパネル上級委員会の判断を整理し、本件報告の意味を検討する。

1. 損害調査

調査期間については、どの時点に設定するかについて、AD 協定に規定はない。これまでダンピング調査のみならず、相殺関税やセーフガード措置の調査についても、調査期間について争いとなった事例は存在した。基本的には、可能な限り直近の期間に設定することが要求され、また、1 年のうちの部分的な期間を選択する場合には特別に正当化できる事由がなければ、協定適合性が認められないという判断が出されている。本件では、調査期間の終期が調査開始から 15 ヶ月前、措置の発動からほぼ 3 年の間の開きがあった。

本件でも、パネル・上級委員会は、この調査期間それ自体が協定違反となるとは判断せず、調査当局が申請者の提案に従ったこと、新しい資料を収集する努力がなされていなかったことなどを理由に、古い情報の信頼性が欠如しているとして、AD 協定 3.1 条に規定する「実証的証拠」に基づく認定ではないと判断した。

注意すべき点は、最新の情報を求めなかった理由を示していないとしていることである。調査開始から 15 ヶ月前の時点での情報が最新のものである場合、そのような情報も「実証的証拠」と言えるのかという疑問が生じる。しかし、パネルは、15 ヶ月の期間の経過によって情報の信頼性が欠如したとも述べており、そもそも 15 ヶ月前の情報が最新であることを正当化する特別の理由がない限り、古い情報が「実

証的証拠」と認められないだろう。そして、実際には申請者を通じてより最新の情報を収集することはそれほど困難ではないため、正当化事由が認められる可能性も非常に低いと考えられる。

調査期間を3年間の中で3月から8月に限定した点についても、収集した情報一部のみを用いることは、適切な正当化事由がなければ客観的な評価ではないとして、AD 協定 17.6(i)条違反を認定した。これも、情報の選択的利用それ自体を問題とするのではなく、その選択の正当性を問う形になっている。何らかの正当化事由があれば、一部の期間あるいは一部の情報に基づいて認定することが認められることになるが、どのような事由によって正当化が可能かは、不明である。しかし、かなりハードルが高いことは確かであろう。

価格と輸入量の影響については、推定に基づく認定が問題となった。メキシコは、コメ全体の輸入量と価格を調査し、一定価格以下の輸入を対象品目（長粒白米）としたが、なぜ一定価格以下のものが対象品目と推定されるのか不明である。さらにダンピングが認定された企業が提供した情報の採用を拒否し、調査対象企業のうちの一社が提供した情報に基づいて、すべての輸出者がそれと同様の傾向で輸出しているとして輸出量が推計された。この点についても、なぜすべての輸出者が同様の傾向で輸出していると推定できるのか不明である。

パネル・上級委員会は、推定に基づく認定そのものを協定違反とはせず、正当化されない推定に基づく認定は、実証的証拠に基づく認定とは言えないと判断した。つまり、正当化される推定に基づく認定も認められることになる。推定が正当化される場合について、上級委員会は、信頼性のある事実に基づく推定、そしてその客観性や信頼性が検証可能となる説明が必要であると述べている。

途上国における調査において推定に基づく認定が行われる場合が多いといわれている。その多くの場合に、その推定の基礎や基準が不明確で、恣意的な推定もしばしば見られる。本件では、対象製品の分類とその輸入量の算出が推定に基づいて行われた。上述のように、いずれも推定の基礎が明確ではなく、申請者の主張をそのまま受け入れているようで、輸出者にとって一貫して不利な推定が行われているとパネルが認定するほどであった。

途上国では、人材不足や統計の未整備などのため、推定に頼らざるを得ない場合が多いことは理解できるとしても、それが国内産業の利益に傾いた恣意的なものであってはならない。本件パネル・上級委員会報告によって、推定に基づく認定が許容される場合を明確にされたことは、そうした途上国の恣意的な推定の抑制に役立つものと考えられる。

2. ダンピング調査

ダンピング調査については、個別マージンがゼロと算出された輸出者の扱い、「知ることのできた事実」の利用について問題となった。

個別マージンがゼロと認定された輸出者については、AD 協定 5.8 条に規定する僅少なマージン算出の場合の手続きの終了が要求されるか、そして手続きの終了がどのような意味を有するかが問題となった。パネル・上級委員会は、個別マージンがゼロと算出された輸出者について手続きを終了しなければならないとした上で、0%のアンチダンピング税の賦課は、手続きの終了がなく、5.8 条に違反すると判断した。

この判断は、最終の確定的な決定までを手続きと捉えることになる。5.8 条は、「直ちに手続を取りやめる (immediate termination in cases)」と規定しており、単に調査ではなく、手続 (cases) と規定していることから、そのように捉えることが妥当である。その結果、その後の見直しについても、その基礎となる決定が存在しないという、外国貿易法 68 条の AD 協定 5.8 条、9.3 条、11.2 条違反の判断の根拠となった。

さらに、FTA68 条および 97 条に関する判断では、決定が司法審査などの手続の下にあっても、最終決定がなされていれば、確定的な措置であり、司法審査等を理由に見直しの手続を停止することが AD 協定 9.3.2 条、11.2 条、および SCM 協定 21.2 条に違反するとされた。

「知ることのできた事実」の適用については、不利な事実の適用の可否および非調査対象者に対する適用の可否という問題が提起された。

「知ることのできた事実」の適用は、AD 協定 6.8 条と付属書Ⅱによって規律される。6.8 条は、利害関係者が合理的期間内に必要な情報を提供しない場合に適用されるが、付属書Ⅱに従うことが条件となる。パネルは、付属書Ⅱの表題に「最善の情報」という文言が含まれていること、また付属書Ⅱの規定から、適切に提供された情報の考慮、利害関係者が最善を尽くした場合の情報の考慮、二次資料を用いる場合の慎重な確認といった条件を列挙した。

この点については、外国貿易法 64 条に関する申し立てでも検討されている。ここでは、「知ることのできた事実」を適用する場合は、最高のマージンを適用するという点と非調査対象者を提供対象に含めたことが協定違反とされた。そこでパネルが、「知ることのできた事実」の適用は、懲罰的なものではないと述べていることは、重要である。これは、付属書Ⅱが、一次的な情報を重視しながら次善の情報の利用を許容しているという理解に基づく。「知ることのできた事実」の適用は、十分な情報を提供しない利害関係者が、結果として不利益になることを許容することを意味し、懲罰的なものでないことに注意する必要がある。非協力者に対しては、若干懲罰的な性格を有することにもなるが、それでも、「最善の情報」であることが要請さ

れ、二次資料を用いる場合の検証の必要性を考えると、やはり懲罰的なものとはいえないだろう。

なお、ダンピング調査における「知ることのできた事実」に関するメキシコの上訴は、パネルの権限を問題としたため、上級委員会は、実体に関する判断をしていない。しかし、FTA64条に関する判断において、上級委員会は、パネルの判断を支持している。

非調査企業に対する「知ることのできた事実」の適用については、AD 協定 6.10 条に規定された「知られている輸出者」の意味が問題となった。6.10 条は、「個々の知られている輸出者」についてダンピングマージンを算出することを要求している。パネルは、「知られている輸出者」を「公平で客観的な調査当局が知り、または知るべきだった者を意味し、合理的に期待できる範囲は、事例ごとの状況や利害関係者が提供した情報などによって定まる」と判断し、これらの者に対する 6.1 条および 12 条に基づいた通知を要求した。通知されなければ、情報提供の機会が得られず、「知ることのできた事実」の適用による不利益の受忍は要求できないということである。

本件で、メキシコ政府は、積極的に輸出者を知る努力をしていなかったため、パネルは、AD 協定 6.1 条、6.8 条、6.10 条、12.1 条違反と判断した。上級委員会は、本件で唯一、このパネル判断を覆した。12.1 条には、そのような通知義務が適用されることを示す文言がない、6.1 条、6.10 条についても輸出者を確認する義務を認める法的基礎がないという理由である。

確かに、6.10 条および 12.1 条について言えば、「個々の知られた輸出者」あるいは「調査当局に知られている利害関係を有するその他の者」とだけ規定し、積極的に確認する義務を読み取ることは、困難であろう。しかし、6.1 条は、「利害関係を有するすべての者」と規定し、異なった書きぶりになっている。そのため、パネルのように「知るべきであった者」も含むと解釈する余地はある。つまり、調査当局が合理的な範囲内で利害関係者を確認する義務を負うという解釈である。しかし、通知を受けない者は、「知ることのできた事実」の適用を受けず、特に不利な扱いを受けることもない。このように考えると、上級委員会の判断が妥当であろう。

3. FTA 規定それ自体の協定違反

FTA の規定については、質問状に対する回答期間 (53 条)、「知ることのできた事実」の適用 (64 条)、マージンゼロの輸出者に対する毎年の見直し (68 条)、新たな輸出者のマージン算出のための検討開始要件 (89D 条)、調査期間中の大量輸入に対する罰金 (93V 条)、司法審査等による手続の停止 (68 条、97 条、FCCP336 条)、が問題とされた。

これらの規定は、FCCP336 条を除いて、それ自体が AD 協定および SCM 協定違反と認定された。基本的には、規定の文言について、命令的な規定か裁量的な規定かという基準に沿って判断している。米国は、WTO の英文公定訳を提出して主張を展開した。メキシコは、上訴に際して、問題となった規定のうち、93V 条については、スペイン語のテキストに基づいて判断すべきであると主張したが、パネル手続の段階で異議を申し立てなかったため、その主張は上級委員会に受け入れられなかった。また、メキシコは、その主張を支える根拠として、国際協定の自動執行性や国際条約の尊重を規定する FTA2 条に言及した。しかし、FTA 規定の文言は、明確に AD 協定に抵触するものであり、AD 協定に適合的に運用されているという証拠が提示されていない。(パネル報告 7.225)

途上国では、条約の国内適用可能性や自動執行性の承認、あるいは国際条約の尊重規定の存在が語られるが、それらの意味が十分に理解されていない場合がしばしば見られる。また、十分に理解されているとしても、条約規定の解釈によっては、条約規定との齟齬も生じうる。そして、実際に条約規定を適用・実施するのは、国内法に基づいて権限が認められた政府機関であり、その効力は、国内法秩序の中で位置づけられる。結局、実際の運用が条約規定に適合的であるという証拠が示されなければ、協定適合性を立証できないということである。

なお、米国の賭博事件で上級委員会が述べた、法それ自体の協定違反の *prima facie case* の条件、証拠および主張によって、問題となる措置を確定し、関連する WTO 協定の規定とそこに含まれる義務を確定し、違反の基礎を説明するという条件を確認している。